

令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金交付要綱

砥部町告示第 1 2 0 号

令和 7 年 5 月 1 2 日

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本町への移住を検討し、移住を実現するべく本町を訪れる者に対し、町内での宿泊を支援するため、予算の範囲内で砥部町移住希望者宿泊費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「町内宿泊施設」とは、次の各号のいずれかに該当する町内の施設をいう。

- (1) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けて旅館業を営む施設
- (2) 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項に規定する届出をして、同法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業を営む施設

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、やむを得ない事由により町内宿泊施設に宿泊することができないと町長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 県外に住所を有する 65 歳未満の者
- (2) 町が実施する移住体験ツアーに参加し、町内宿泊施設に宿泊する者
- (3) 滞在期間中に担当課職員と移住相談を行い、アンケート等に協力できる者
- (4) 暴力団排除条例（平成 23 年砥部町条例第 16 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でない者

(補助金の額)

第 4 条 補助対象者が、町内宿泊施設に宿泊した場合の補助金の額は、宿泊費の 2 分の 1 以内とし、1 泊当たりの補助金の額は、1 人 5,000 円（百円未満端数切捨て）を上限とする。

2 補助金の交付は、1 人 2 泊までとする。

3 補助金の交付を受けることができる同行者数の限度は、1 世帯につき 3 名とし、当該同行者に係る補助金の額の上限は、前項の規定と同様とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 第 3 条第 1 号の事実を証する書類の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(決定通知書の交付)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、令和7年度砥部町移住希望者宿泊費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、申請内容を変更し、又は中止するときは、令和7年度砥部町移住希望者宿泊費補助金交付（変更・中止）申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、令和7年度砥部町移住希望者宿泊費補助金交付決定（変更・取消）通知書（様式第4号）により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助決定者は、移住体験ツアー終了後、令和7年度砥部町移住希望者宿泊費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて移住体験ツアーが終了した日の翌日から起算して30日以内又は当該補助事業が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(1) 宿泊費の支払を証する書類（領収書の写し）

(2) アンケート調査票

(確定通知書の交付)

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、令和7年度砥部町移住希望者宿泊費補助金確定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、速やかに令和7年度砥部町移住希望者宿泊費補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(補助の取消し等)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 不正な行為があったとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者は、通知を受けた日から14日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

令和 年 月 日

砥部町長 様

住所
氏名
連絡先

令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金交付申請書

令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円
 (宿泊費 円 × 人 × 泊 × 1 / 2)

2 宿泊者名（申請者を含む。）

	氏名	続柄	生年月日／年齢
1			年 月 日 歳
2			年 月 日 歳
3			年 月 日 歳
4			年 月 日 歳

3 宿泊場所

4 宿泊予定日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 泊）

5 添付書類 現住所を証明できるものの写し(住民票、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)

様式第 2 号（第 6 条関係）

令和 年 月 日
第 号

様

砥部町長



令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金交付決定（却下）通知書

令和 年 月 日付けをもって補助金交付申請のあった令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金については、令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり交付（却下）します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の額 金 円

3 条件

- (1) 補助金交付の対象となる事業内容は、補助金交付申請書記載のとおりとする。
- (2) この補助金は、令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金交付要綱の定めるところにより取り扱わなければならない。

様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

砥部町長 様

住所
氏名
連絡先

令和7年度砥部町移住希望者宿泊費補助金交付（変更・中止）申請書

令和 年 月 日付け、 第 号により交付決定のあった令和7年度砥部町移住希望者宿泊費補助金について、申請内容を（変更・中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業（変更・中止）理由

2 添付書類

様式第 4 号（第 7 条関係）

令和 年 第 号
月 日

様

砥部町長 印

令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金交付決定（変更・取消）通知書

令和 年 月 日付け、第 号で交付決定した令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金について、令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり（変更・取消）したので通知します。

記

変更の場合

変更金額（増額・減額）	円
変更後の金額	円
変更前の金額	円

取消の場合

取消金額（減額）	円
取消後の金額	円
取消前の金額	円

令和 年 月 日

砥部町長 様

住所
氏名
連絡先

令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け、 第 号により交付決定のあった令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 宿泊日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 泊）
- 2 交付決定額 円
- 3 補助金事業の経費精算額 円
（宿泊費 円 × 人 × 泊）
- 4 添付書類
 - （1） 宿泊費を支払ったことを証する書類（領収書の写し）
 - （2） アンケート調査票

様式第 6 号（第 9 条関係）

令和 年 第 月 号 日

様

砥部町長 印

令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金確定通知書

令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金の額を、令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

確定額 金 円

様式第7号 (第10条関係)

令和 年 月 日

砥部町長 様

住所
氏名

印

令和 7 年度砥部町移住希望者宿泊費補助金請求書

令和 年 月 日付け、 第 号で補助金確定通知のあった令和7年度砥部町移住希望者宿泊費補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

上記金額を次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名 支所名	支店 支所
口座種別	口座番号	フリガナ	
1 普通 2 当座		口座名義	

※口座名義人は、請求者（補助決定者）と同一であること